
自由の対立

小島大徳

アブストラクト

会社経営活動における「自由」は、最高度に尊重されなければならない。この一見して当然と思われる概念が、近年、疎かにされている。だからこそ、講学上で研究者が会社の本質を語る際に、例えば「会社は誰のものか」といった問いに対して、様々な論議が未だに巻き起こる。また、経営実践の場でも、会社と会社との間の支配権争いに際して、最高裁判所の判断が個々の事例に対して揺れるなど、経営者間に種々の混乱が起こっているのである。一方、近年では、会社経営活動における「自由」の真反対概念として、会社経営活動における「責任」が、声高らかに主張されている。これは、最近でも続発している企業不祥事を無くすため、あるいは防止する必要があるためであろうと思われる。

本稿では、会社の「自由」と「責任」について検討し、今後の会社制度の議論の基礎的土台を提供しようとするものである。企業経営の本質を理解するためには、会社の成り立ちや制度的変遷史を検討するだけでは足りない。人と会社の関係、および社会構造と企業との関係の両側面を中心に深く検討を重ねなければならないのである。そして、そこから浮かび上がった「自由の対立」ことこそ、現代の企業経営に起こる事象の根本的解決の手がかりになるのである。

最終的に本稿では、まず責任論に達するのではなく、自由と自由の対立による不祥事であると捉え、調整を行うプロセスを大切にする必要があるのである。そうすることで、現代の多くの経営課題を解決に導くことが可能となることを指摘している。そして、本稿で論じた会社観に則って経営学における諸問題の解決と、経営学の学問的發展に全力で取り組んでいかねばならないことを強く主張するものである。

キーワード：自由 責任 市民社会 コーポレート・ガバナンス 自由の対立

1. はじめに

会社経営活動における「自由」は、最高度に尊重されなければならない。この一見して当然と思われる概念が、近年、疎かにされている。だからこそ、講学上で研究者が会社の本質を語る際に、例えば「会社は誰のものか」といった問いに対して、様々な論議が未だに巻き起こる。

また、経営実践の場でも、会社と会社との間の支配権争いに際して、最高裁判所の判断が個々の事例に対して揺れるなど、経営者間に種々の混乱が起こっているのである。一方、近年では、会社経営活動における「自由」の真反対概念として、会社経営活動における「責任」が、声高らかに主張されている。これは、最近でも続発している企業不祥事を無くすため、あるいは防

止する必要があるためであろうと思われる。

実際の会社経営活動における自由の根本的背景は、最終的に市民の自由を実現するための道具として、会社制度が設立されたことにまで由来する。従来、極めて狭い枠組み、つまり既存の人が作出した法的枠組みの範囲内で、経営事象を眺めることを中心に検討が行われてきた。たとえば、コンプライアンス経営と訳される遵法経営などは、法が絶対的に正しいとの概念から出発している。このような理解は、法そのものの検討がなされる前に答えを出しているに等しい。これらの法そのものを経営において検討するには、会社と社会という枠組みにまで検討範囲を広げ、会社の存立の理由を史的に検討しながら行う必要がある。経営を高度に検討するには、法令に立脚した経営であるかを考察するだけでは全くもって不十分であると言わざるを得ない。

会社の存立の理由を考えると同時に行わなければならない検討は、会社経営自体の位置付けである。近年は、会社の責任を殊更に強調する風潮にあるが、冒頭に強調したように、企業経営の根本的性格は自由である。この自由の意味を深く考えなければ、責任を論じることはできないと痛烈に感じるのである。なぜならば、会社の自由および会社の責任をどのように考えるかによって、企業に関わる制度設計にも多大な影響を及ぼすことになるからである。

本稿では、会社の「自由」と「責任」について検討し、今後の会社制度の議論の基礎的土台を提供しようとするものである。企業経営の本質を理解するためには、会社の成り立ちや制度的変遷史を検討するだけでは足りない。人と会社の関係、および社会構造と企業の関係の両側面を中心に、深く検討を重ねなければならないのである。そして、そこから浮かび上がった「自由の対立」ことこそ、現代の企業経営に起こる事象の根本的解決の手がかりになるのである。

2. 会社制度の存立根拠

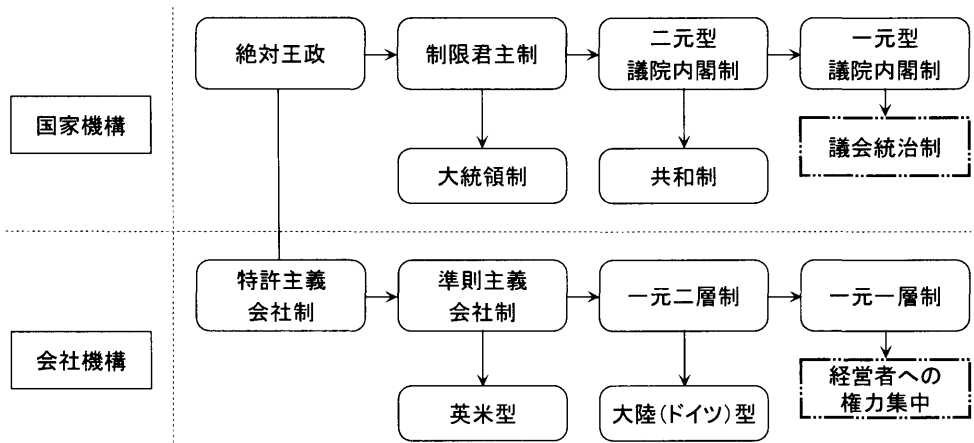
2.1 人たる権利の実現

ジョン・ロック(John Locke, 1632-1704)は1689年に「自然権、契約による政府、抵抗権の保障」を導きだし、国家と個人の関係に関する基本的な構造を提示した。そのなかでも、生命・自由・財産に対する権利は、人が生まれながらに持つのである。そして、この前国家的に人が保有する権利を「自然権」して位置付けた。その後も、18世紀末の市民革命(『アメリカ独立宣言(1776年)』や『フランス人権宣言(1789年)』)などにより、個人の人権という考えが生まれた。さらに、20世紀になると、資本主義経済の矛盾が露呈し始め、社会的または経済的弱者を救済するために、国家の積極的介入が望ましいと考えられるようになった。そのため、『ドイツワイマール憲法(1919年)』により、自由権だけでなく社会権まで、人権が保障されることになった。

時は流れ、トーマス・ジェファーソン(Thomas Jefferson, 1743-1826)は、『アメリカ独立宣言(1776)』の中で「生命、自由、幸福を追求する権利は全ての人々に平等に与えられている」と述べた。絶対王政を経験してきたジョン・ロックの時代では、財産権の保障を最も重要な権利の1つとして取り上げる必要があった。だが、トーマス・ジェファーソンの時代では、民主主義と資本主義の定着から、財産権は当然守られるべきものになったとして、財産権に代えて幸福追求権を、人権の1つとして加えたと言われている¹。この幸福追求権こそ、よりよい経済上の受益を受けるべく人が現代会社制度を生み出した出発点ともいえるべき、人の自由と密接に関わる重要な概念なのである。

このように、近代において、人たる権利として生命、自由、財産権を最高度に保障し、現代において幸福追求権をも加えた権利を擁護するため、種々の社会システムが構築されている。この社会システムの一部に組み込まれたものが、

図1 政府機構と会社機構の移り変わりの対比



(出所) 筆者作成。

会社制度、特に株式会社制度であり、人たる権利の保障と擁護の一翼を担うために生まれ期待されたのである。

2.2 政府機構の移り変わりと企業経営機構の変遷

株主総会、取締役会、監査役会などの今日の株式会社を構成する経営機構を説明する際には、立法、司法、行政を含む国家機構と対比させることが多い。現代の国家機構が、民主主義を体現するに相応しい形態であると認められる限り、同じく抑制と均衡が求められる小政府に似た会社機構は、基本的に国家機構を模写して制度設計がなされている。このような関係にある国家機構と会社機構は、時代の流れとともに互いが互いの目的に合わせて移り変わって行くのであるが、時として互いに影響し合い、制度の修正を行いつつ、より良い制度の確立を目指して歩むのであった。

まず、図1によって国家機構の流れから論じることにする。国家機構は時の流れとともに、絶対王政から制限君主制へ、そして二元型議院内閣制から一元型議院内閣制へと移行する。もちろん、制限君主制からは大統領制へ、二元議院内閣制からは共和制へと移行する枝分かれも

あり、大統領制も共和制も、それぞれの制度の枠組みが確定してからは、独自の確固たる信念に基づいた国家機構を築く道を進むことになる。

一方、同じく図1によって会社機構の流れを論じることにする。特許主義の頃は、特許主義会社制から準則主義会社制へ、そして一元二層制から一元一層制へと移行する。ここでも、準則主義会社制からは英米型会社組織へ、一元二層制からは大陸型会社組織へと移行する枝分かれがある。それぞれの組織は、今日におけるアメリカ型企業経営機構およびドイツ型企業経営機構の原型となるものである。

さて、一見、政府機構の歴史的な移り変わりと会社機構の変遷には、大きな関わり合いが無いかのように感じられる。事実、今では両者を繋げて考えられることは少なく、研究もなされてこなかったのが現状である。しかし、少なくとも図1で表現するところの両者を比較あるいは対比させると、国家機構の採用する形態を会社機構にも応用しようとする思想的な協調性と、国家機構のシステムを要因とする制度的な協調性の2つが存在していると考えられる。なかでも、絶対王政時代に会社を設立する場合に、国王の許可が必要であった特許主義会社制は、会社機構の外枠を形成するのに、大きな役割を果たしたのである²⁾。

統治機構においては真の民主主義を、企業経営機構においては真の資本主義を、それぞれ追求する段階において、議会統治制および経営者への権力の集中が起こることは避けられず、むしろ正常な過程を歩んでいる証左であるとも考えられる。しかし、運営者への権力集中は、市民社会の権利を侵さないという大前提を確保したときにしか認められないのである。

3. 前国家的権利から国家形成、そして会社制度形成から株式会社発展

3.1 会社制度の史的起源と制度的根源

今日、会社というものを、どのように捉えてよいのかについて諸説がある。その出発点が「会社は誰のものか」である。この問いに対して論争が巻き起こっているのは、今日の議論が単なる研究不足にも及ばない整理不足であり、学説の対立というには及ばない幼いレベルにあるからである。たとえば、「誰」という部分を、会社所有者論争においては、会社所有論（会社の所有者は誰か）と会社目的論（会社は誰のために運営されるのか）を混合しているために、混乱が起こる。また、「もの」という部分を、所有権概念の検討をしないで、ある論者は総有に近い形態として無意識に捉え、ある論者は所有を単独所有に近い形態として認識し、それぞれが主張するため、收拾が付かない³。

ともあれ、会社の本質をよりよく理解するためには、史的研究を行う必要がある。史的研究といっても、従来の制度史および経済発展と会社展開などの必要性の観点から今までの論を繰り返しても、会社の本質は絶対に見えてこない。そこで、ここでは人の内心的自由をまで範囲を広げ、市民社会という社会科学で数百年来に渡って深く追求がなされてきた研究の土台を、経営学に繋ぎ合わせることで解決に当たろうと思う。

さて、会社機関は政府機関の移り変わりに大きく左右され、または概ね同じように変遷してきたことが理解できた。そこで、次なる論拠と

して、国家機関と会社機関が互いに繋がり合っている理由を求めなくてはならない。そのため、市民社会と国家の関係を探り、会社の諸制度の成り立ちの起源および会社そのものの根本的性質、会社の経営活動における権源を明らかにする。

3.2 人の前国家的権利と国家形成および会社制度の形成と発展

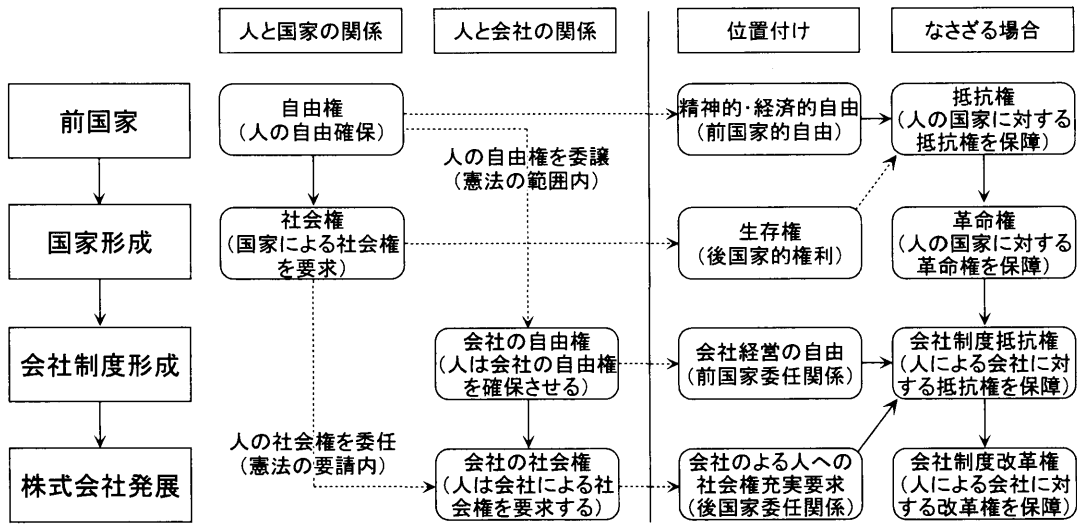
人は前国家的権利を有している。それは自由権である。この権利は人の生まれながらにして持つ権利であるとともに、歴史的にも数々の闘争の中で人が獲得してきた崇高な権利である。歴史を遡ると、これらの権利は、イギリス権利章典（1689年）やアメリカ独立宣言（1776年）、フランス人権宣言（1789年）に次々と現れる。その間には、尊敬すべき先人達が当時の絶対的な権力であった国王から人（主に生命、身体、財産）の解放を求め、および人と国家の基礎理論（種々の社会契約論）を作り出し、人の自由を行動と理論で変革させようとする努力がなされてきた。

国家は各人の権利の一部を委譲する契約を結ぶことにより成立している。そして、人ひとりでは為し得ない社会権を実現するために国家が存在する。つまり、国家は人の権利を擁護し最大化し展開させるために作り出した道具なのである。国家が民主主義の流れを汲む道具であるとするならば、会社は資本主義の時流に乗って発展した、これもまた道具なのである。この道具として同化するかに思われる国家と会社の間にも、契約がなされている。つまり、社会契約に基づいた会社契約が国家と会社では結ばれているのである。

3.3 人と国家の関係および人と会社の関係

人は前国家的権利として自由権を保持し、後国家的権利として社会権の充実を求める。自由権は精神的自由と経済的自由を指し、これらは

図2 会社の「自由権」と「社会権」および市民社会の「抵抗権」と「改革権」



(出所) 筆者作成。

前国家的権利であるから、国家が形成された後に自由権が侵された場合は、抵抗権としての革命権を発揮することができる。これが市民社会と近代国家の関係の基礎である。現代国家では、高度に福祉が充実しつつあり、また立憲主義思想も浸透し、抵抗権思想が実定法上または行政が運用し始めたことから、狭義の抵抗権なかでも特に革命権が発揮される場合は、著しく減少している⁴。

近年の特徴は、国家と市民社会の関係よりは、会社による市民社会への自由権と社会権の侵害に焦点が集まりつつあることに気付かねばならない。会社は国家が社会権を委任することを目的に作られた制度といえる。もちろん、社会権を実現するための制度であり、主体となるべき会社は、自由権をも持ちうるのが当然であると言ふべきである。つまり、人の自由権を憲法の範囲内で会社制度形成期において付与する。そして、株式会社が発展した頃には、会社への社会の信頼を基礎として、憲法の要請内つまり市民社会の要請内において人の社会権を会社へ委任している関係になる。そうすると、会社の自由権は、人により会社の自由権を確保させるこ

とを目的とし、また会社の社会権は人による社会権の要求に基づくこととなる。このように考えると、会社制度は市民社会による間接的承認の結果として存立することが基礎付けられる。

3.4 会社制度抵抗権と会社制度改革権

いくら良くできた制度であっても、運営するのが人である以上、歴史的経験として、全面的に権利を委譲することは危険である。市民と国家は社会契約に基づいて結びつき、政府は正当に成立するとした社会契約は、仮に国家が市民の期待を裏切った場合に、市民は抵抗権⁵を行使することを許容され、抵抗権の具体的発現が革命権であるとした。これは現代立憲主義でも根本的な思想として受け継がれている。

このように考えてくると、国家から自由権の委譲と社会権の実現を委託された会社に対して、市民が抵抗権を行使することの可否が問題となる。会社制度には、法人格の付与による特殊な法的地位が与えられているため、二重三重の監視・牽制制度が用意されている。しかし、複雑化した現代においては、監視・牽制制度の域を

超える経営活動が行われることがある。それが市民社会に多大な負の影響を与える時に、会社に対する抵抗権の問題が出てくるのである。

たとえば、近年では、企業不祥事の発覚の発端は、内部告発によることが多い。そうなると、今まで見てきた市民社会と国家と会社の関係では、説明が付かなくなる。これこそ、平時における制度の誤謬であり、市民社会による会社への抵抗権の発現であると位置付けることができよう。市民社会と政府の関係における抵抗権としての革命権の場合も同様であるが、抵抗権は明文化されないことが通常である。しかし、復委任による制度的構築がなされた会社制度においては、市民社会による会社への抵抗権を早急に制度化する必要がある。今では抵抗権の発現としての会社制度改革権あるいは会社改革権を、市民社会の権利として確立する必要に迫られている。大型企業不祥事への対応は、会社自身の自助努力や国家の調整と介入だけではなく、市民社会の関与による解決が求められているのである⁶。

4. 会社が存立する国家的作用と会社制度作用

4.1 人の自由権の保持と政府による社会権の実現

会社が存立する根拠は、図3で表したように国家作用と会社制度作用の両側から導かれる。まず、会社制度が存立する最大の根拠は、市民社会の自由権付与に求めることができる。そして、市民社会の自由権付与が正当化される根拠は、政府の成立過程に求めることができる。市民社会は前国家的権利として自由権を保持しているが、人が思想的かつ経済的に成長を遂げると、より高度な人たる生活を営むために、個人では実現不可能な社会的受益を求める。ここで主体となるべき国家は市民社会との間に社会契約を結び、社会権を成立させる。このため、国家の成立時には、後国家的権利としての社会権

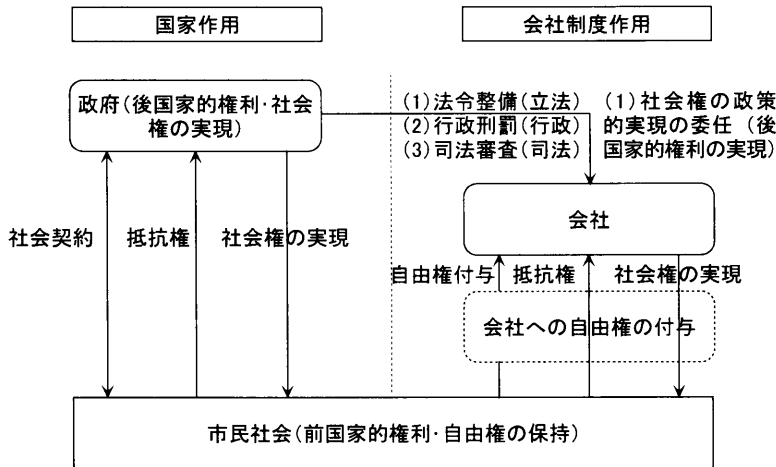
を人が保持するに至るのである。そして、市民社会は国家を通じて人の社会権を実現するべく権利を与え、実現を求めていくのである。だが、人は権力に対して懐疑的にならざるを得ない歴史的認識を有しているため、人の自由保障と国家の成立を互いが契約しても、市民社会の意向に沿わない重大な背任を国家が行った場合は、人が抵抗権（高度に展開すると革命権）を行使する権利を留保することを忘れなかった。

国家は、社会保障などの国（現代では地方公共団体を含む）が直轄的に管理するべく事務管理について、直接的に市民に対して社会権の実現主体となりうる。実施対象者たる市民社会の規模が比較的小規模であるならば、国家の社会権の実施について大規模な施策を必要としない。しかし、経済規模や市民社会の要求が増大するに従って、社会権の範囲の拡大と、国家による未対応という事態が生じるのであった。これを解決するために、国家は会社制度を制度化し、自らの実力の及ばない経済発展および市民社会の受益という社会権実現の使命の一部を実現しようとしたのである。これは初期の株式会社として認識されているオランダ東インド会社が、国王の特許によって設立されたことにも深く関係する。もちろん、オランダ東インド会社は国王の会社と言うべき性質を持ち、市民社会の社会権の実現という目的を、当初、持ち得ていなかったのである。だが、会社の構成員や従業員などの参加を考えると、市民社会の要求を政府（この場合は国王）が実現したという構図には変わりがないと考えられよう。

4.2 政府による会社への自由権と社会権の復委任

国家は会社が存立する根拠の間接的役割を担い、そして会社制度を成立させた。そこにおいて、国家は会社に対して市民社会の保持する自由権を、代理人として市民社会と会社との間で契約を結ばせた。これを会社契約と呼ぶ。この会社契約が必要な理由は、社会構造上、会社に

図3 市民社会と国家の作用および会社制度作用



(出所) 筆者作成。

自由を認めなければ、市民社会の期待に添うことができないからである。この市民社会と会社の自由権に関する契約こそ、法により会社に法人格を与え、人に準ずる権利を与えることを正当化する根拠となるのである。ただ、市民社会は国家の成立に関し、市民社会は抵抗権を留保したのと同じく、会社が自由を逸脱した経営活動を行わないように予防し、逸脱行為を行った場合は調整するために、立法上、行政上、司法上に自由に関する消極的な範囲の画定を国家に認めたのである。これを三権による自由の画定と呼ぶ。

まず、立法上の自由の画定は、会社制度を實質的に形作り法律的な授権を行うことを内容とする。もちろん、同時に法令により経営活動の範囲や罰則などを明示し、市民社会に負の影響を与えることが無いように、慎重な立法作業がなされなければならない。つぎに、行政上の自由の画定は、法令の規定を根拠にして法律の定めた事柄を逸脱あるいは濫用した場合に、行政処分がなされることを内容とする。くわえて、法令により設置された政府機関により審査が行われ、審判や判断がなされることになる。そして、司法上の自由の画定は、会社が主体となる紛争が起こった場合に、法令を基礎としつつも

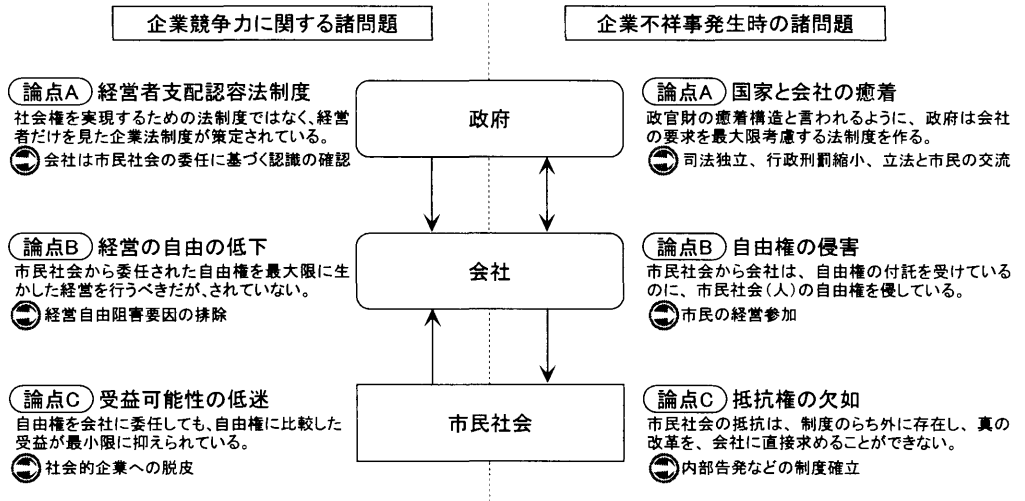
司法が自由に紛争を処理することを内容とする。ここでは、政府があらかじめ策定した法令だけではなく、市民社会の意識も考慮して裁判されることが期待されるのである⁷。このように成立した会社は、市民社会から間接的に自由権を付与されている関係に立ちつつ、国家が為し得ない社会権の実現を会社によって実施することを求めるのである。

4.3 コーポレート・ガバナンスからみる今日の会社における諸問題

会社は、国家が直接承認し市民社会が間接承認することで成立した制度である。だが、人が運営する以上、市民社会と会社の双方が求める行動および結果が完全に重なり合うことは不可能である。そこで、直接的承認者である国家によって、会社に対して法制度による規制を行う必要性が生まれる。これが後に論じる「責任」の概念的基礎となるものである。

今日の企業経営には、社会の縮図と言うべき様々な課題が出現し、そして残されている。そこで、この課題を解決する手段として種々のコーポレート・ガバナンス構築が声高らかに訴えられてきた。コーポレート・ガバナンスは、現代

図4 企業競争力の強化と企業不祥事への対処からみる諸問題



(出所) 筆者作成。

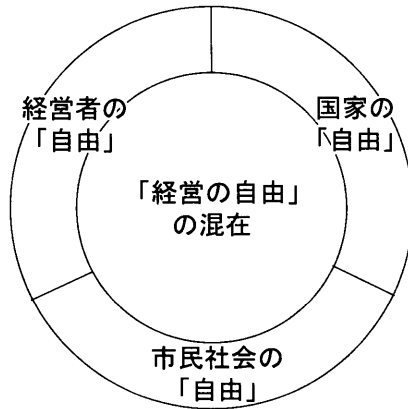
市民社会における会社の制度的欠陥とまでは言わなくとも、会社の制度疲労や役割拡大のために広がった市民社会に対する自由権への侵害と社会権の未実現に対して補正をする役割を有している。コーポレート・ガバナンスの定義論争が、2000年前後に活発に議論が行われたのも、現代市民社会における自由権と社会権自体が広範に及んでいて、掘み所のない人あるいは会社の権利を擁護する根拠を、各論者が模索していたからだと思われる。このように考えると、最広義のコーポレート・ガバナンスは、会社による市民社会の自由権の保障と社会権を実現する会社組織を作り上げ、会社は市民社会の要望に則った会社経営を実践しつつ、会社による市民社会の自由権と社会権を侵害できないような社会システムを構築することと言えよう。

このように論じられるコーポレート・ガバナンスの今日的目的は、企業競争力の強化と企業不祥事への対処との2つにあるというのが定説である。そこで、コーポレート・ガバナンスの目的の視点から会社、政府、市民社会を図4のように考察すると、今日の会社を取り巻く諸問題の一例が浮き彫りになる。

4.4 企業競争力と企業不祥事発生時の今日的諸問題

企業競争力に関する諸問題は、A経営者支配許容法制度、B経営の自由の低下、C受益可能性の低迷、の3つである。まず、A経営者支配許容法制度は、社会権を実現するための法制度ではなく、経営者(会社)だけに注目した企業法制度が構築されつつあり、経営者支配を助長し市民社会を軽視した制度設計が行われる危険性を孕んでいることが問題となる。そして、会社制度存立の根本的な権利保持者は市民社会であるから、国家は市民社会と会社との緩衝材としての役割を期待され運用されるべきではないかという課題を提示する。つぎに、B経営の自由の低下は、市民社会から付与された自由権を最大限に生かした経営を行うべきであるが、なされておらず、経営自由阻害要因を排除できるかが課題となる。これは、会社の自由と会社の自由が対立した場合の、国家による介入と調整時に起こる。くわえて、経営の自由を何処まで認めるべきかという会社制度の根幹である問題を突きつける。そして、C受益可能性の低迷は、市民社会が社会権を高度に実現するために、間

図5 「経営の自由」の混在



(出所) 筆者作成。

接的に自由権を会社に与えたとしても、会社は市民社会の期待した社会権の受益を受けていない場合を意味する。ここからは、近年活発に設立されているNPOなどに代表される社会的企業へと株式会社も脱皮するべきであるとの議論を暗示する⁸。

企業不祥事発生時の諸問題は、A国家と会社の癒着、B自由権の侵害、C抵抗権の欠如、の3つである。まず、A国家と会社の癒着は、政官財の癒着構造と言われるように、国家は会社の要求を最大限考慮する法制度を作るとともに、会社は政治献金やロビー活動を通じて見返りを与える。この問題は、国家機関の一部である司法の独立や行政刑罰の縮小、立法と市民社会の交流の断絶を生むなど、深刻な問題を浮き上がらせる。つぎに、B自由権の侵害は、市民社会から会社へ自由権の委任を受けているのにも関わらず、企業不祥事の発生時や労働問題など様々な場面で市民社会の自由権を侵害することにより発生する。この問題は、長らく議論が行われ、ドイツにおける共同決定方式などに見られるように努力がなされているが、未だ解決がなされていない課題となる。そして、C抵抗権の欠如は、内部告発のような市民社会の抵抗が制度のらち外に存在し、直接的な権利行使を会社に行えないことから発生する問題である。制度的に

は、会社制度に関して市民社会は間接的にしか関与していないのであるが、現代社会のように複雑化した社会システムにおいては、市民社会に直接的権利行使制度を具体化しても良いのではないかという議論に発展する。

これらの論点は、それぞれの立場の者が自由を如何に理解し、自由を如何に発揮しようとすることによる対立、つなわち「自由の対立」によって巻き起こされる事象なのである。

5. 会社経営の「自由」

5.1 「自由」という概念

経営学において、会社経営の自由は最大限に考慮されなければならない。会社経営の自由は、資本主義の根本的な要請であり、経済を活性化する根幹であるからだと、多くの論者に認識されてきた。もちろん、このことを否定するつもりは全く無いし、企業経営の自由を最高度に求めることに異論はない。しかし、経営活動による負の側面が全面に出現し、私たち人の生命や財産に多大なる影響を与え始めると、会社経営の自由を規制するべきではないかという論が台頭することになる。法は会社経営を規制しているという世論の潮流を敏感に察知し、法制度

表1 「経営の自由」の混在と3種類の「自由」

「経営の自由」の3種類	内容	詳細
市民社会の自由 [本来の自由権の所在]	自由権（生命・身体・財産・幸福追求）に関する自由の利益を受ける権利そのものをいう。この自由権を、最大限、市民社会が受けることができるように、市民社会は会社自由に自由を直接的かつ間接的に委任する。	(1)市民社会は会社に対して自由権を付与する。 (2)自由権を侵す事態が生じた場合（企業不祥事など）は、自由権を付与した関係が消滅することになる。
国家の自由 [市民社会から受任した自由]	市民から受任した自由権および社会権を達成するために、主として社会権を最大化することを求め、副として自由権を最大化するために、自由権を代理する。	(1)主目的として会社経営の自由を最大化するべく法制度を立法し運用する（会社による社会権の実現）。 (2)副目的として市民社会の自由を侵さない程度に、会社に対して規制をかける。
経営者の自由 [経営者個人としての自由]	経営者が個人として持つ良心に基づいて、国家および市民社会による自由の授権を根拠としないで発揮する自由である。市民社会の自由、そして国家の自由は、経営者からすると規制になることが多く、最も自由の対立を起こす主体となる。	(1)経営者は、国家から求められた社会権、および市民社会から委任された自由権のいずれにも大きく影響を受けることなく、会社の目的の範囲内で企業経営を行う自由を持つ。 (2)会社に与えられた授権の範囲内で経営者は経営の自由を有する。

(出所) 筆者作成。

の改正などを通じて、会社経営を徐々に自由から規制へと舵を取る。ここまでの、経営学者をはじめとする研究者や専門経営者によって認識されている会社経営にまつわる共通認識である。

その上で現代において深く探求されなければならないのは、会社経営の自由という意味の内に秘める「自由」という概念である。つまり、なぜ会社経営に自由が認められるのかや、会社経営の自由は如何なる分類があるのか、などの深層に迫る必要がある。それがあってこそ初めて、既述の会社経営の責任という意味の内に秘める「責任」の概念も明確にされることになる。これらの検討を蔑ろにして、会社経営の責任に深く関わる、いわゆる社会的責任論や企業倫理論を軽々しく語ることは許されないのである。

5.2 会社にまつわる自由の種類

会社経営の自由は、図2や図3で論じてきた会社と市民社会、会社と政府の関係から導き出

される。まず、市民社会は自らが保持する自由権を最大限に発揮させるために、会社に付与する。そのため、会社には「市民社会から受任した『自由』」が存することになる。この「市民社会から受任した『自由』」は、主に自由権（生命・身体・財産・幸福追求）に関する自由の利益を最大限に市民社会が受けることができるように、市民社会は会社自由に自由を委任したことに根拠を求めることができる。具体的には、市民社会は会社に対して自由権を直接的に委任するという意味と、自由権を侵す事態が生じた場合（企業不祥事など）は、自由権を委任した関係が消滅することになるという意味の2つを含む「自由」として位置付けられる。

会社経営における自由は、市民社会の自由、経営者の自由、国家の自由の3つがある。この3つの自由が混在しながら企業運営がなされるのである。まず、市民社会の自由とは、本来の自由権の所在そのものであり、自由権（生命・身体・財産・幸福追求）に関する自由の利益を

受ける権利そのものをいう。この自由権を最大限に市民社会が受けることができるように、市民社会は会社に自由を直接的かつ間接的に付与することになる。また、国家の自由とは、市民社会から受託した自由とも言い換えることができ、市民から求められた自由権および社会権を達成するために、主として社会権を最大化することを求め、副として自由権を最大化するために自由権を画定された範囲内で代理する。さらに、経営者の自由とは、経営者が営利活動を行うことにより、自身あるいは構成員、そして関わりのある者へ経済的受益を与えることの自由である。これは経営者が個人として持つ良心に基づくのである。市民社会の自由、そして国家の自由は、経営者からすると規制になることが多く、経営者の自由との間で最も対立を起こす主体となる⁹。

5.3 「経営の自由」による3つの対立と経営諸学問

自由は時として対立を生み、思わぬ事態を発生させる原因ともなりうる。同じ目的を持った者同士の自由であったとしても、外部的発現としての自由と内部的事象としての自由は、全く異なる内容と結果を生むのである。殊に、自由の委任が行われたときの関係は、さらに複雑化する。つまり、外部的発現としての自由と内部的事象としての自由の鋭い対立が起こりうるのである。ここで自由の対立を分類すると、国家の自由VS経営者の自由、市民社会の自由VS経営者の自由、国家の自由VS市民社会の自由、経営者の自由VS経営者の自由、の4つに分けられる。

1つ目の国家の自由VS経営者の自由は、政府の規制した自由の範囲を超えた経営活動を経営者が行った時や、経営者が高度に自由を求めた時のことである。たとえば、国家による経営自由を縛る法令に対して、企業が法令を逸脱する行為である。ここでは、企業不祥事への対処の観点から違法行為への政府の介入が行われ、

経営競争政策としての企業競争力の強化の調整に焦点が集まることになる。本来ならば、政府の自由である企業経営政策という重要な意思決定に、経営者の自由を収め企業が従い画定された範囲で経営活動を行うかの二者択一の方法が採られる。しかし、このような基本構造をあらかじめ察知し、政府と経営者は紛争を避ける手段として、国家と経営者は高度に緊密な関係を有することになる。自由と自由の対立が起こる場面では、常に緊密な関係を構築するというシステムを求めるのも、また常なのである。このような自由への矛盾も、自由という概念がなせる技なのである。

2つ目の市民社会の自由VS経営者の自由は、市民社会の自由と経営者の自由とに乖離が生じた時、あるいは対立が生じた時のことである。たとえば、生命、身体、財産の取得と喪失が、一方に極端な形で生じることにより発生する。ここでは、経営者による企業不祥事への対処の観点から企業不祥事の事前防止責務があり、経営者の良心と市民社会の良心との乖離の観点から企業倫理論が課題として浮き彫りとなり、国家による社会権が市民社会に発揮されない分野において社会的責任論が求められることに焦点が集まる。市民社会と経営者の自由は、これまで論じたように間接的授与授権関係にある。この関係が間接的であるからこそ、市民社会は経営者に対して直接的な権利行使をすることができず、市民社会の意思は多くの場合に、国家を通じて実現することになる。そこに現代企業経営の諸問題が潜み、企業倫理論や社会的責任論などが活発に議論される土壌があるのである。

3つ目の市民社会の自由VS国家の自由は、市民社会の考える自由と国家の考える自由とに不一致が生じた時のことである。ここでは、経営者の自由と市民社会の自由の問題が発生したときに、市民社会は直接的な権利行使を行うことができないので、国家を通じて実現を図ることになるが、国家が市民社会の意思を的確に反映した政策を行わない場合に問題となる。それとは別に、本来、対立するべき政府と経営者の

表2 「経営の自由」の対立

「自由」の対立	内容	詳細 ^(注)
国家の「自由」 VS. 経営者の「自由」	国家の規制した「自由」の範囲を超えた経営活動を経営者が行った時や、経営者が高度に「自由」を求めた時のことである。たとえば、国家による経営自由を縛る法令に対して、企業が法令を逸脱する行為である。	[企業不祥事（違法行為）] 企業不祥事への対処 [企業競争力（経営競争政策対立）] 企業競争力の強化 ※コーポレート・ガバナンスの2目的
市民社会の「自由」 VS. 経営者の「自由」	市民社会の「自由」と経営者の「自由」とに乖離が生じた時のことである。たとえば、生命、身体、財産の取得と喪失が一方に極端な形で生じることにより発生する。	[企業不祥事（事前防止責務）] 企業不祥事への対処 [経営者良心と市民社会良心の乖離] 企業倫理論 [政府による社会権の未発揮] 企業社会責任論
国家の「自由」 VS. 市民社会の「自由」	市民社会の考える「自由」と国家の考える「自由」とに不一致が生じた時のことである。たとえば、国家による自由への介入と調整と市民社会の意識の乖離から生じることにより発生する。	[3者間での調整（全般的）] コーポレート・ガバナンス政策論 [制度整備・予防法学] 経営法学
経営者の「自由」 VS. 経営者の「自由」	経営者の「自由」と経営者の「自由」が対立した時のことである。たとえば、株式争奪戦（あるいは委任状争奪戦）や、敵対的買収において、一方の会社が、防衛策を発動した場合である。	[企業競争力（企業間対立）] 企業競争力の強化 [司法介入] 経営法学

(注)〔〕内は事象、その下は論じられる対象となる学問領域を示している。
 (出所) 筆者作成。

関係が癒着構造に入った場合に、市民社会と国家の関係は、より一層対立関係が際立つことになる。この関係を見るにつれて、市民社会、国家、経営者の3者には、緩やかな緊張関係が必要であるとの論が構成されることになろう。

4つ目の経営者の自由VS経営者の自由は、経営者の自由と経営者の自由が対立した時のことである。たとえば、株式争奪戦あるいは委任状争奪戦や敵対的買収において、一方の会社が防衛策を発動した場合などに発生する。ここでの対立は、後に詳しく論じるが、ここで一言だけ言及するならば、経営学において最も重要かつ深刻な対立、またはその時代の経営に関する潮流および自由の概念に影響を与える問題である。これは、自由をどのように考えるかという

生ぬるい話ではなく、市民社会、国家、経営者の3者による建前抜きの本音と我による対立なのである。

6. 会社経営の「責任」

6.1 「責任」という概念¹⁰

元来の自由論者である者や、経営の自由という基本的な考え方を理解している者であっても、大型企業不祥事が発生したり、あるいは企業不祥事が続発した場合には、会社経営の自由を考慮することなく、会社経営の責任を全面的に唱える。しかし、自由に立脚した責任でなければ、責任というものの所在が明確にならず全体的な

思想に向かう恐れが多分にあるだけではなく、会社経営の存立をも破壊してしまう。

今まで論じてきたように、会社経営は自由であることが基本である。そして、自由を認めることができない領域に会社経営活動が及んだ場合にのみ、会社経営の責任を認めるべきである。これは、人の自由に類似した概念であるし、人の自由を受任した企業においても、当然に当てはめられるべきなのである。そして、自由の対立が企業経営の「責任」という概念を生むとともに、経営学における諸学問の誕生を推進させることになる。たとえば、国家による自由への介入と調整と市民社会の意識の乖離から生じることにより発生することを見ても明らかである。

昨今では、社会的責任などが殊さらに取り上げられているが、誤った考え方に基づく「責任」の捉え方に警笛を鳴らさなければならない。わかりやすい例として、社会的責任論を取り上げてみる。代表的な論者によると、「会社は社会的存在なのであるから、社会に対して責任を有するのは当然である」との前提から、「会社が社会貢献活動などをするに積極的であるべきだ」という。もちろん、この大筋の考え方には賛同するのであるが、これらを主張する者は、「責任」「社会」という語を如何なるものであると捉えているのかと、逆に問い直さなければならない。

このように「責任」を論じることを些細なことだと感じる読者のために1つの例を挙げる。ある会社が不祥事を起こし人命を奪ってしまったとする。この行為は客観的に検討すると殺人であるが、会社には故意がなければ、殺人罪に問うことはない。また、政策的に会社には意思能力がないのであるから、殺人を構成しないとされている。このような伝統的な処理の仕方は、個人的法益を保護するという考えに基づいている。しかし、この事例において、殺人を個人法益保護ではなく、社会的法益や国家的法益を保護するという考え方に立った場合は、処理の仕方が根本的に異なってくる。この場合は、社会の治安を害した行為である殺人なのであるから、

企業それ自体を処罰するだけではなく、このような虞のある企業を事前予防の観点から、規制を行わなくてはならないとなる。歴史的に見ても「責任」と「社会」が重なり合うとろくなことがない。ましてや「責任」と「国家」を考えると問わずもがなである。

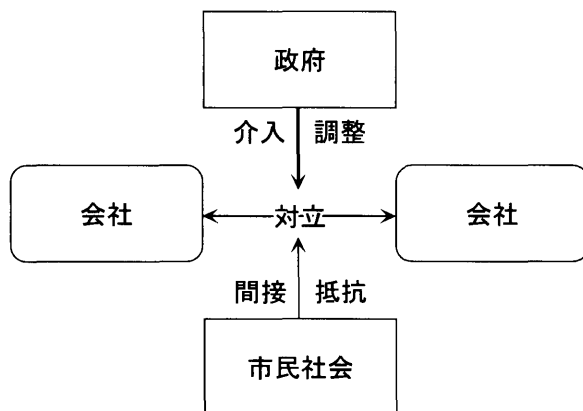
ここでは、間接的に自由を付与している市民社会への責任として論を構成するべきである。そして、今後は会社による市民社会への責任としなくては、会社経営の自由をも確保できなくなってしまう。責任と自由は表裏一体の関係であり、また、市民社会は、会社に自由を付与した以上、最終的に付与した責任を負う必要があるとも考えられる。そうであるならば、最終的な責任の所在に、会社に対する所有者としての地位を与えることが自然であろう。株主総会などで、株式会社の残余財産請求権や解散権などを持つ地位にある株主は、資本主義と民主主義の調整として、国家が政策的に株主に議決権行使の権利を与えたと見ることができる。国家は人の社会権を実現するために、国家の自由により会社制度を作り出したのであるから、会社制度も最終的には、市民社会の意思であり、市民社会による意思の裏付けがあってこそそのシステムなのだ構成すると納得がいく。

6.2 同じ自由を保持する者同士の対立と責任

国家レベル同士における自由の対立の典型は戦争である。戦争は互いの国の自由を守るという名目で開戦される。このことに関して、自由を守るというのは名目であり、真意は利権などであろうという批判もされるが、自由に基づいた戦争というのは、あながち嘘ではない。なぜならば、システムの違いによる自由の委任過程に欠陥があったり、違いがあることにより、お互いが主張する自由の乖離が生じて、自由と自由の対立が起こるのである。

これは会社と会社の戦いに関しても同様である。国家と国家の戦争と、会社と会社の戦いと最大の違いは、介入する絶対的な組織が会社

図6 会社と会社の対立および政府と市民社会の関与



(出所) 筆者作成。

には存在し、介入する絶対的組織が無いのが国家であるということである。幸いにも、会社間の対立には、介入と調整機能が備わっているため、民主的な解決がなされる可能性が大きい。しかし、それが自由の対立である以上、双方の主張が正当なのであるから、紛争の処理が一筋縄でいかないことが多いのである。

会社と会社の対立の典型的形態は、会社と会社の支配権争いである。より具体的に言うならば、株式争奪戦や委任状争奪戦などである。この対立は、企業価値最大化と関係性が深く、経営者の自由とも深く関係する。そして、企業競争力の問題は、同じ自由を持つ者同士の対立が主な理由であると言うこともできる¹⁾。

これらの会社と会社の対立に対して、国家は国家の自由の行使をするために、そして自由を会社に与えた代理責任のために、既述したように立法、行政、司法の3つの手段によって介入し調整に乗り出すのである。一方、市民社会も会社へと自由を間接的に付与した責任のために、間接的抵抗としての内部告発や不買運動、はたまたマスメディアによるキャンペーンなどを起こすのである。

今まで論じてきたことから、会社の責任とは自由の付与による結果として生じる未然の防止と事後の対応である。責任の主體的な在処は、

会社にあるのではなく、自由を享受する者にある。つまり、会社の高度な自由に対して、自由権を付与し社会権の実現をお願いした主体に存在するのである。会社の責任は副次的なものであり、仮に会社に責任を求めるならば、社会システムの枠組みを提示した中で論じる必要がある。社会システムを構築しないで会社に責任を求めるのは、最終的に自己否定に繋がる虞があることを忘れてはならない。

自由を絶対的基礎として据え、自由の対立から発生するものを責任として捉えると、現代に発生する会社経営にまつわる様々な課題や問題を的確に捉えることができ、最善の対応策を採ることができる。今日では、自由を基礎として考えていないからこそ、ポスト株式会社といった新たなシステムの構築が遅々として進んでいないだけではなく、立ち位置を明確にできない。そうであるからこそ、会社制度の不備に対して、その場限りの対応で終わっている。これらのことは、経営学の発展の阻害要因となる。これからの経営学の理論的構築を早急に構築させるためにも、このような全体を見た経営学の研究が求められると強く主張したい。

7. おわりに

現代哲学思想の根底には、自由を愛し、自由を守り、自由を拡大する使命が存在する。人間の中心に自由を捉え、自己と他者の自由を広げて行くことが、今日の経済社会の中でも中心に据えられるべき課題なのである。しかし、自由を主張し、それに基づいて活動することは、他者の自由の圧迫にも繋がることもある。社会システムは、この自由に対する介入と調整を期待するのであり、高度に発達した社会の中では、自力救済は極限まで狭まれるのが、人としての倫理に基づく行動だと認識されることになる。

このような市民社会の合意と承認は、市民社会の経済的権利を向上させるに当たって、会社制度にも及ぶことになる。システムとしての会社制度、そしてそれを運用するのが人である以上、このような期待は当然であろう。だが、システムとしての会社制度という道具のなかで人が活動するという、ある意味において歪な、人類の経験したことのないような立場に置かれると、様々な課題が浮かび上がってくる。そのために、会社に関わりのある社会科学に属する学問は、知らずしらずのうちに、これらの課題に対して一つひとつ対応しようと努力を重ねてきたのである。

このような経緯を歴史的に体験し、今もなお課題に取り組んでいるのであるが、社会システムの中において、企業不祥事の発生などが起こると、自ずと責任論だけが一人歩きすることになる。これは、人類の英知を受け継いできた先人の努力を無にする方向であると評価せざるを得ない。そこでは、まず責任論に達するのではなく、自由と自由の対立による不祥事であると捉え、調整を行うプロセスを大切にする必要があるのである。そうすることで、現代の多くの経営課題を解決に導くことが可能となろう。今後は、本稿で論じた会社観に則って経営学における諸問題の解決と、経営学の学問的発展に全力で取り組んでいかねばならない。

注

¹ しかしながら、今日において財産権が本当に守られているのが大問題である。たとえば、近年の企業不祥事は、会社による市民社会への負の影響がますます大きくなっていることを挙げざるを得ない。会社の存立の根拠が、市民社会による自由の付与（後述）に拠るのであれば、絶対王政時代の財産権の侵害の主体が、会社に代わっただけだとも言えなくも無いのである。

² 国家機構と会社機構とが、どのように関係し合い、互いの制度に影響し合ったのかという研究は全くされていない。たとえば、特許主義に関しては、絶対王政時代の特許免許を会社が手に入れるために、企業経営機構の制度化に、国王が介入したとも考えられている。度々、株式会社の史的研究所が不十分であるとの指摘があるが、株式会社の史的研究所と同時に国家機構と会社機構との関係の史的研究所も行うことが求められている。この点において、立憲主義的なアプローチが高橋和之[2005]でなされている。

³ ここで、「企業は誰のものか」の「もの」について深く言及することを避けるが、所有権の形態として、単独所有、共有、合有、総有の4種類あることを認識しないで、所有者論争を行うことは無用な混乱を生むため、避けなければならないことを指摘せねばならない。

⁴ もちろん、先進諸国だけではなく民主主義の発達段階にある諸国にも眼を向けると、抵抗権は未だ活躍している。なお、社会契約論における抵抗権などの概念は、ジョン・ロック[1968]を参照して頂きたい。

⁵ 抵抗権は、実定法の中でも生きている。たとえば、正当防衛や緊急批難、自力救済や尊厳死などが挙げられる。また、法の運用（行政）でも生きている。たとえば、政府による超法規的処置などが挙げられる。少々、ショッキングな言葉であるが、現代市民社会にも定着した概念だと言うことができよう。

⁶ 内部告発と市民社会の関係については、小島大徳[2007]172,184頁を、市民社会論における抵抗権と革命権の応用として、市民社会による会社への抵抗権と企業（会社）改革権の詳細については、小島大徳[2007]184頁において詳しい論が展開されているので参照して頂きたい。

⁷ 会社内部関係では、株主総会、取締役会、監査役会（監査委員会）による抑制・均衡制度が構築され、会社外部関係では、国家による介入・調整が行われる。

⁸ 非営利組織や社会的企業から現代の株式会社の将来像に関する知見を多く得ることができる。た

たとえば、小島愛[2006]では、病院組織の1つであるファンデーション・トラストにおける市民の経営組織への参加と関与が論じられており興味深い。⁹ なお、会社の自由が認められるかという議論が起こるのであるが、会社は冒頭で述べたように、国家と同じく道具である。それでは、国家は道具であるから主体となり得ないのではないかとの反論が聞かれそうであるが、会社を客観的に捉えた結果であるから問題はない。

¹⁰ たとえば、「『企業の社会的責任』の本は多い。しかし『責任』それ自体に関する基本的検討はほとんどされず、『与件』として議論が進められる(菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介[2008]3頁.)」との指摘がある。たしかに、企業の社会的責任を論じる際に、「責任」という言葉を具体的に論じられることが少なく、的を射た指摘であり傾聴に値する。本節は氏の所論から含意を得て論じるものである。

¹¹ 会社と会社の対立、つまり経営者と経営者の自由の対立には、国家による介入と調整が制度的、非制度的に予定されている。その代表的なものは、国家機関による裁定および裁判所による調整である。近年において最も注目すべき事例は、ブルドックソースVSスティール・パートナーズである。この争いに関しては、次の機会の詳細な分析を行う必要がある。

参考文献

- 芦部信喜[2007]『憲法(第4版)』岩波書店。
ジョン・ロック(著) 鶴飼信成(翻訳)[1968]『社会契約論』岩波書店。
菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介[2008]『企業の責任・統治・再生』文眞堂。
小島大徳[2007]『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂。
小島大徳[2004]『世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の体系化と企業の実践—』文眞堂。
小島愛[2006]「イギリスの病院経営における経営参加とコーポレート・ガバナンス—ファンデーション・トラストの情報開示・透明性—」『医療と社会』財団法人医療科学研究所, 213-225頁。
高橋和之[2005]『立憲主義と日本国憲法』有斐閣。
田中照純[2006]「企業倫理学に潜む三つの陥穽」『立命館経営学』第45巻第3号, 立命館大学経営学部, 54-65頁。